

# 自治体におけるデジタル化の取組



総務省

令和2年11月10日

総務省  
行政経営支援室  
特別定額給付金室  
地域情報政策室  
地域通信振興課

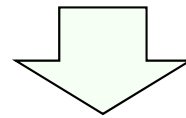
# 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画の策定

## 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策の方向性

現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」とともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

## 各自治体の計画的な取組の必要性

情報システムの標準化によって、**手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには**、各自治体において、**標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化**などに、全庁的な**推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要**。



総務省として、**各自治体における取組の指針と国による支援策を内容とする「自治体DX推進計画（仮称）」**を、年内に策定予定

## 自治体DX推進検討会の開催

システム標準化を契機とした、**地方自治体が取り組むDXの推進方策に係る検討のため、有識者及び先進的な取組みを行っている自治体**が参加する検討会を立ち上げ

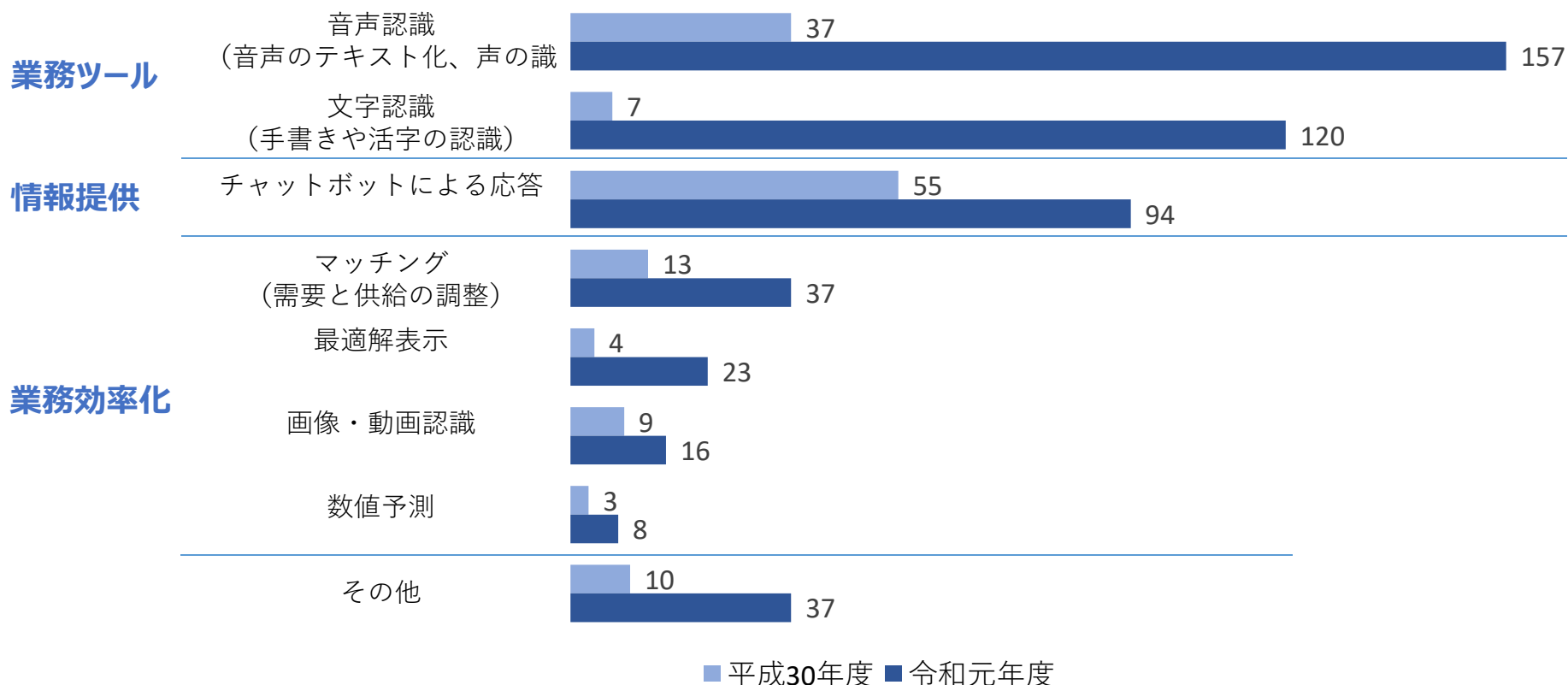
検討会構成員（◎は座長）

◎庄司昌彦(武蔵大学社会学部教授)、石井夏生利(中央大学国際情報学部教授)、楠正憲(Japan Digital Design株式会社)、山口功作(合同会社側用人代表社員)、吉本明平(一般財団法人全国地域情報化推進協会部長)、京都府、神戸市、千葉県船橋市、山口県宇部市、奈良県田原本町

# 地方自治体のAIの導入状況 ～AIの機能別導入状況～

## AIの機能別導入状況

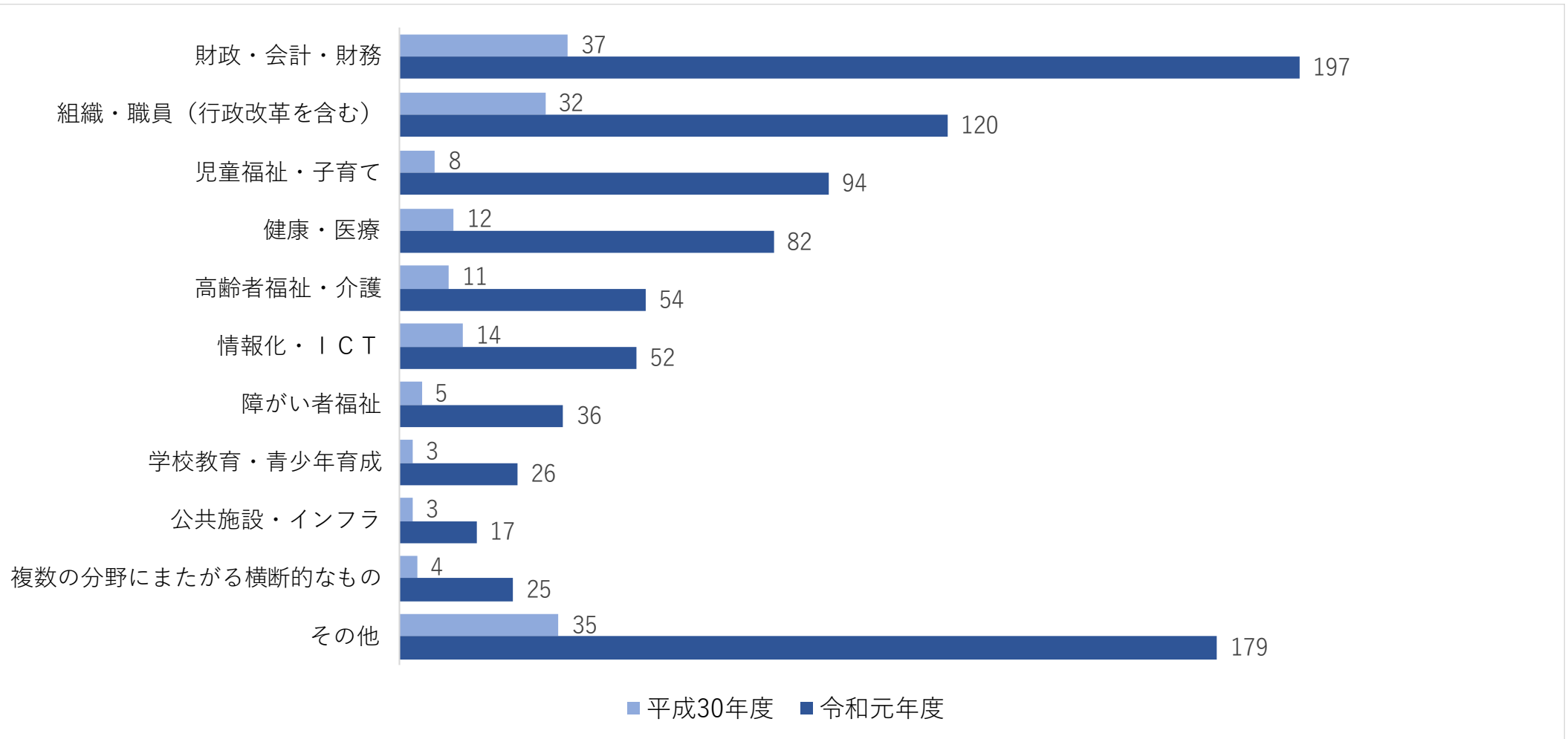
- 平成30年度調査では「チャットボットによる応答」(55件)が最も多かったが、令和元年度調査では議事録作成AI等の「音声認識」(157件)、AI-OCR等の「文字認識」(120件)が上位となり、全導入件数の半数以上を占める。
- 上位3分野（音声認識、文字認識、チャットボットによる応答）は全ての規模の自治体で導入が進んでいるが、下位4分野（マッチング、最適解表示、画像・動画認識、数値予測）は都道府県レベルでも導入事例が少ない。
- 全体として業務ツール系のAI導入は進んでいるが、本格的な業務効率化に資するAI導入に課題。



# 地方自治体のRPAの導入状況 ～RPAの分野別導入状況～

## RPAの分野別導入状況

- 「財政・会計・財務に関すること」、「組織・職員（行政改革を含む）に関すること」、「児童福祉・子育てに関すること」の順に回答数が多くなっている。



※上位10分野のみ個別に集計し、それ以外の分野は「その他」へ集約している。

# AI・RPAの活用に関連する特別交付税措置

## 「自治体行政のスマート化の実現のための取組に対する地方財政措置」

### 措置の概要

- 都道府県又は市町村における**R P Aの導入に係る経費**について特別交付税措置を講ずる。
  - **措置率は0.3**（財政力補正あり）
- ※ R P Aとは、ソフトウェア上のロボットにより業務工程を自動化するものをいう。（本措置においては、一定のルールに基づき、非定型業務を自動化し、自治体内部事務の高度化・効率化に資する業務を含む。）。

### 対象経費

- R P Aの導入に要する以下の経費。  
ソフトウェア費用、ライセンス費用、導入設定作業費用（シナリオ作成費用等）、導入にあたってのサポート費用、研修費用、業務分析費用、運用指針等作成費用、入力データ作成ツール導入費用（OCR等）、サーバ設置費用（サーバ型RPA導入等必要な場合）等

### 留意事項

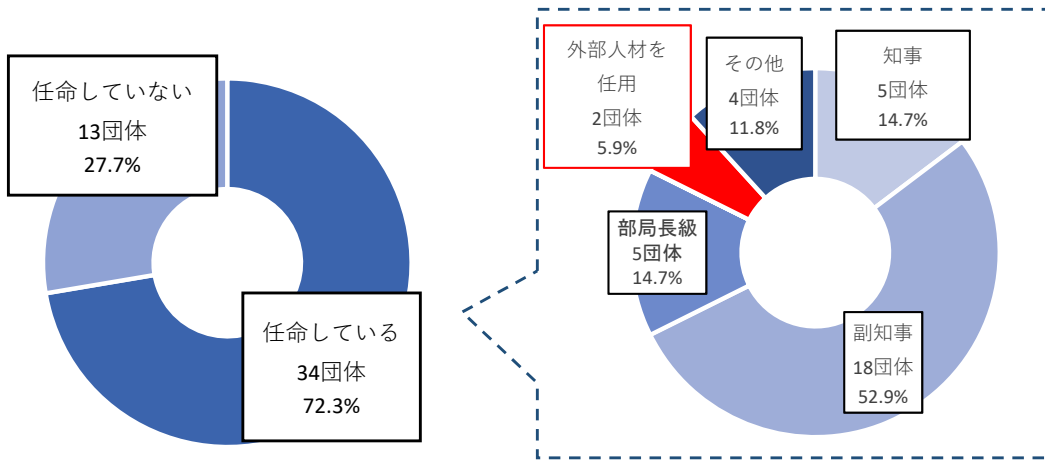
- ① 本措置は非適債経費のみを対象とするものである。
- ② 本措置は導入に要する経費について対象とするものであり、維持管理経費は対象外である。
- ③ 機器等の導入にあたり、リース契約等の長期継続契約を締結する場合は、当該契約に係る初年度の経費を対象経費に含む。
- ④ 都道府県と市町村又は複数市町村が連携して事業を行う場合における都道府県から市町村への交付金等又は市町村間における負担金等についても措置の対象とする。

# CIO、CIO補佐官の状況（内部／外部等）

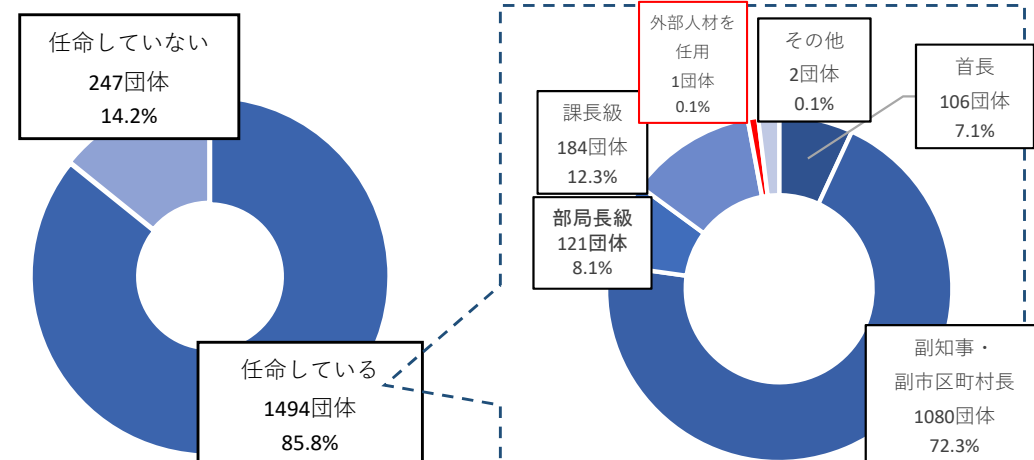
- CIOについては、首長の指示システムの明確化等の観点から、副知事や副市長等が任命される傾向。進展するICTの実情にキャッチアップするため、情報政策担当部門の職員がバックアップしている面もある。
- CIO／CIO補佐官を外部から任用している自治体数は都道府県は「7」、市区町村は「27」。

## CIOの状況

### 都道府県

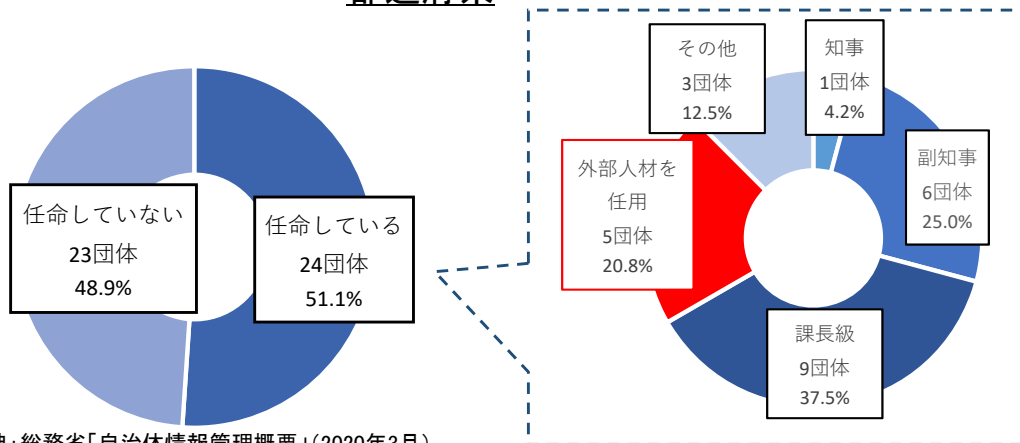


### 市区町村

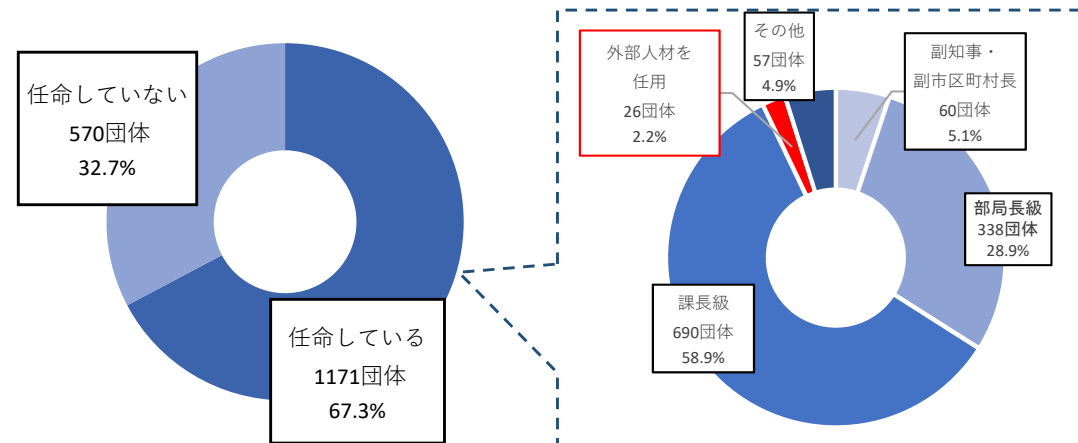


## CIO補佐官の状況

### 都道府県

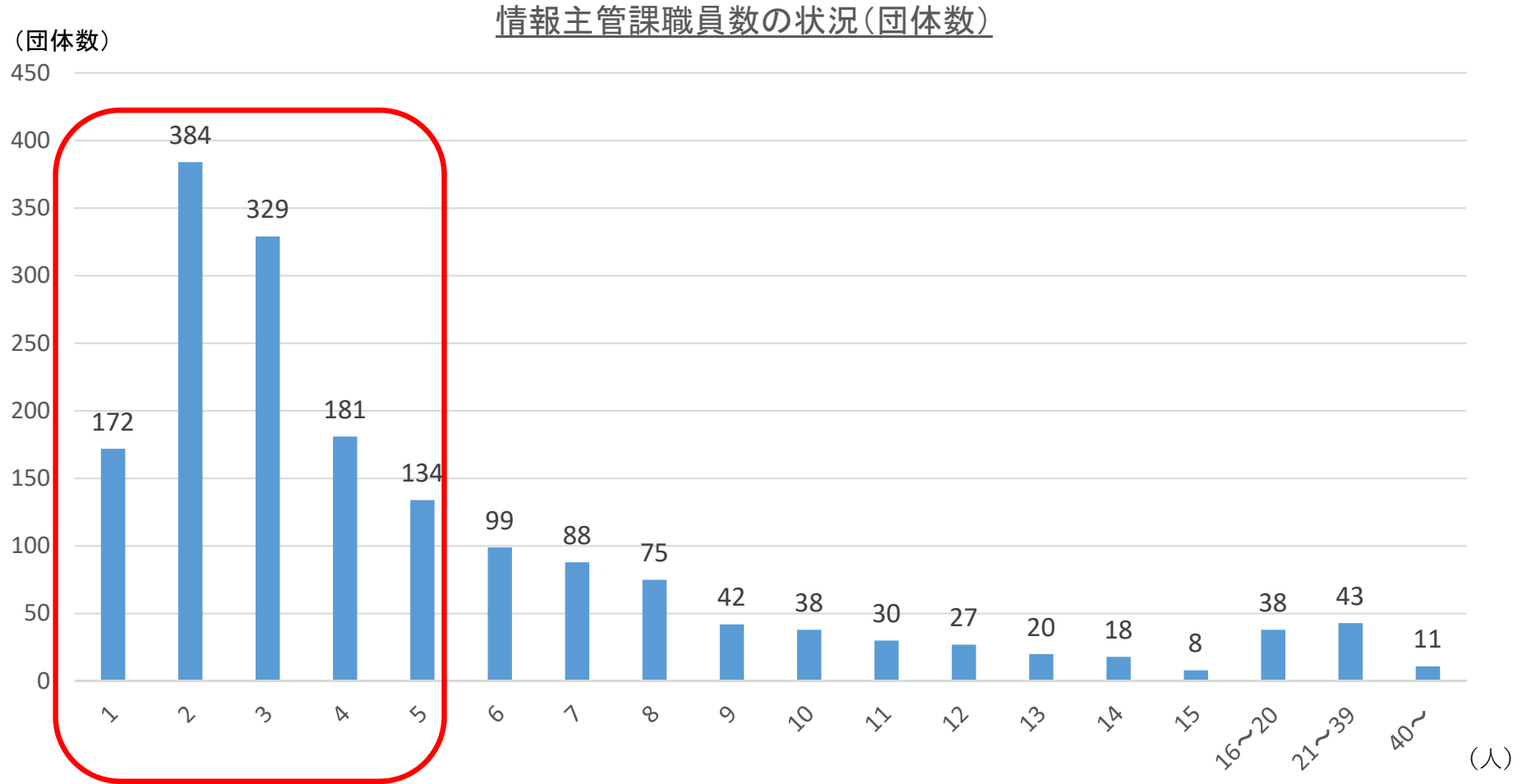


### 市区町村



# 市区町村における情報主管課職員数の現状

○ 現在、情報主管課職員が5人以下の団体が約3分の2を占める状況。



出典) 総務省「自治体情報管理概要」(2020年3月)

# デジタル人材の必要性（市町村アンケート結果）

○システムの標準化等を進めるに当たっての課題 ※複数回答あり

回答項目	回答団体数	割合
財源の確保	1,461	83.9%
デジタル専門人材の確保	644	37.0%
組織体制（CIO・CIO補佐官）の確立	630	36.2%

○確保したいデジタル専門人材 ※複数回答あり

回答項目	回答団体数	割合
CIO補佐官（CIOに助言する者）	564	87.6%
CIO（全体マネジメントをする者）	357	55.4%
その他（事務担当者）	202	31.4%

○デジタル専門人材の確保に当たっての課題 ※複数回答あり

回答項目	回答団体数	割合
人材をみつけられない	1,435	82.4%
適切な報酬が支払えない	900	51.7%
勤務条件が折り合わない	399	22.9%

○CIO補佐官に求める働き方

回答項目	回答団体数	割合
週1回程度	185	32.8%
週2～3日	137	24.3%
月1回程度	91	16.1%

○都道府県が人材の紹介を行う場合の活用意向

回答項目	回答団体数	割合
活用したい	1,007	89.7%
活用したくない	116	10.3%

○活用したい理由 ※複数回答あり

回答項目	回答団体数	割合
単独では人材確保が困難	918	91.2%
同一人材の支援による、近隣団体との連携・情報共有を期待	643	63.9%
都道府県に支援の枠組が既にあるため	298	29.6%



◎ 専門人材確保の支援ニーズは高い。

◎ 都道府県の支援へのニーズも高い。



# 地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

### 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定  
 ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

## <検討の方向性>

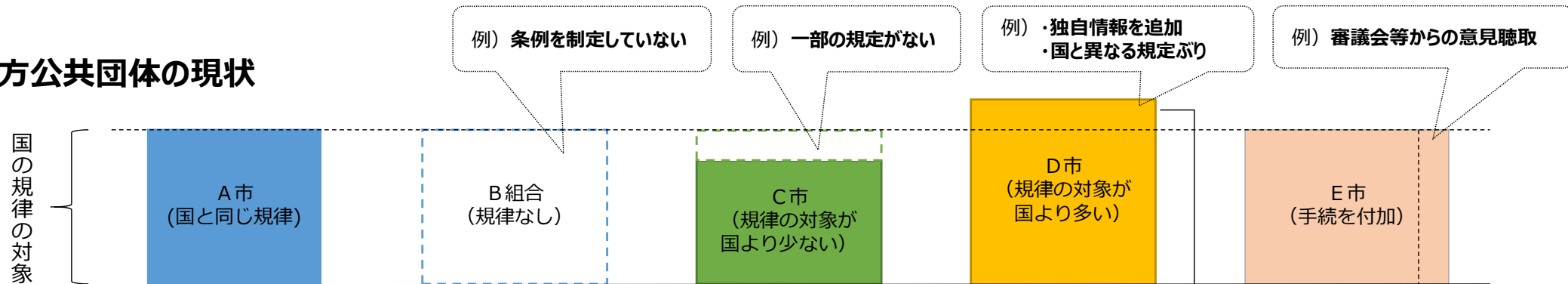
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定

- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定

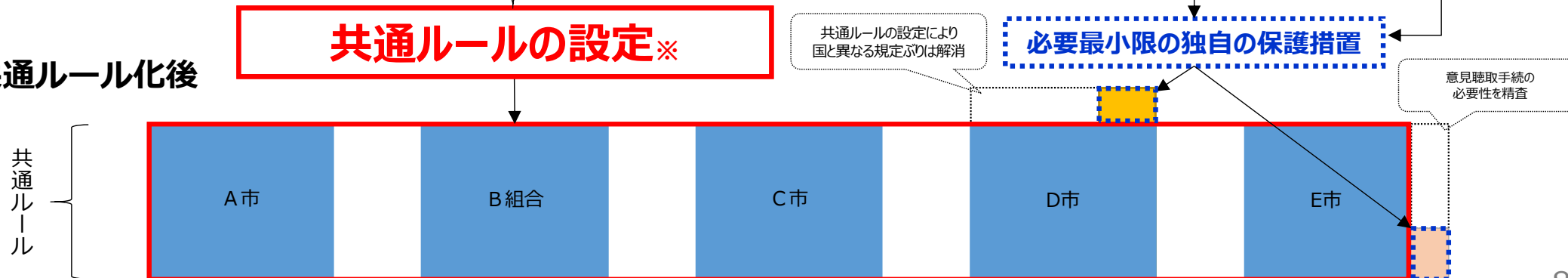
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加  
 ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

# 地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）

## 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 素案

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用  
※⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能

### ⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求

- ・自己情報の開示、訂正、利用停止の請求権、要件、手続きは、法律で、又は国の規定に準じて条例で規定

### ⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入

- ・非識別加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、非識別加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定することができるが、条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出を行う

## 參考資料

---

## 1. 事業の実施主体と経費負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費(給付事業費及び事務費)については、国が補助(補助率10/10)

### 令和2年度補正予算

- ・事業費:12兆8,803億円  
(給付事業費 12兆7,344億円)
- (事務費 1,459億円)

## 2. 給付対象者

- ・基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に登録されている者
- (※)受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

※9月25日までに  
約12.66兆円を給付  
(予算額の99.4%)

## 3. 給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

## 4. 受付及び給付開始日

- ・市区町村において決定 (※)緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを要請。
- ・申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内(全ての団体で申請・受付終了)

## (給付金の申請・給付の流れ)

### ① 郵送申請

住民基本台帳などの情報を用いて、**申請書用紙**、**送付用封筒**を作成して、全世帯へ送付



**申請書用紙**のプレ印字事項を確認し、**申請書**を完成させ、**返信用封筒**に封入して市区町村に返送



市区町村は、申請内容を確認の上、**申請書**に記載された**振込先口座**に世帯の人数×10万円を振込



### ② オンライン申請

マイナンバー制度のインフラを活用

申請サイト(マイナポータル)にアクセスし、**申請書**を作成して、マイナンバーカードで電子署名し、送信

**申請書用紙**を待たず、速やかに、申請可能



## ① 事前準備

- ・マイナンバーカードの取得
- ・署名用電子証明書の発行、更新
- ・6～16桁の暗証番号の準備



### 【生じた課題】

- ・暗証番号の誤入力によるロック解除、署名用電子証明書の発行や更新(※)などのため、自治体の窓口が混雑

※有効期限は5年であり、引越しの際にも手続きが必要  
※カードの新規申請者の来庁も増加

## ② オンライン申請

- ・申請者がマイナポータルで以下を入力
  - ・申請者(世帯主)の氏名、住所、生年月日
  - ・申請する給付対象者(世帯主、家族)の氏名
  - ・受取口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義)
- ・マイナンバーカードをかざし、6～16桁の暗証番号を入力

### 【生じた課題】

- ・申請者による誤入力
- ・自治体職員による申請データと給付対象者リストとの突合・確認の手数(ペーパーに打ち出し、目視確認をする自治体もあり)

### <市区町村における申請の処理>



### 申請データ

世帯主氏名	住所	生年月日	世帯員			銀行名	支店名	口座区分	口座番号	口座名義(カナ)
渡辺 一郎	港区赤坂1-1-1	昭和50年1月1日	花子	太郎	...	◆銀行	○支店	当座・普通	1234567	ワタベ イチロウ

### 自治体職員による突合・確認

### 給付対象者リスト(自治体の住基システムから抽出・作成)

No	世帯主氏名	住所	生年月日	世帯員		
1	渡邊 一郎	港区赤坂1丁目...	昭和50年1月1日	花子	太郎	...
:	:	:	:	:	:	:



指定金融機関へ振込依頼





- デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築のため、デジタル改革担当大臣と連携し、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を早急に進める。
- 特に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及を図り、行政のデジタル化を推進する上で、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体との協力が極めて重要。

行政のデジタル化の鍵である

## 1. マイナンバーカードの普及

- 令和4年度（2022年度）末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速
- 市町村の「**交付円滑化計画**」の改訂により**普及促進策**や**交付体制の強化**を要請するとともに、各市町村の取組を支援。未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付など申請促進に注力

地方のデジタル化の基盤となる

## 2. 地方公共団体の情報システムの標準化

- 地方公共団体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法案を、**次期通常国会**に提出予定（※住民記録、地方税、社会保障等の基幹系システム）。国の主導的な支援により、令和7年度（2025年度）末までの移行を目指す
- 標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「**自治体DX推進計画(仮称)**」を年内に策定

個人情報保護とデータ流通の両立を図る

## 3. 個人情報保護制度の見直し

- 民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化を検討。それと歩調を合わせ、地方公共団体の全国的な共通ルールを法律で設定する方向で検討
- **次期通常国会**に法案の提出を目指す

# 国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化

### 地方六団体と総務大臣との意見交換会（10/13開催）

- 地方六団体の会長との意見交換会を開催し、マイナンバーカードの取得促進をはじめ、地方行政のデジタル化に向けた協力を要請。
- 各会長から、国とともにデジタル化の推進を図る旨の発言あり。

## 加速策の方向性

- 現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」するとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

### 【法制化】

- 骨太の方針2020に基づき、自治体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、法制上の措置を講じた上で、国が財源面を含め主導的な支援を行う。
- 具体的には、政令で定める基幹系情報システムについて、国が標準化のための基準（標準仕様から作成）を告示し、自治体に移行期間内に適合することを義務付けることを想定。

### 【目標時期の設定】

- 年末にとりまとめられる新たな工程表において目標時期を予め設定し、自治体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。
- 具体的には、「地方公共団体の情報システムについても、地方自治体の自主性を尊重しながら、システム基盤の統合を進め、全ての自治体で住民の利便性向上の観点から、共通的なサービスを提供できるような仕組みを今後5年間で実現していく」（令和2年7月15日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議合同会議）との方針を踏まえ、2025年度までに標準化のための基準に適合したシステム（標準準拠システム）への移行を目指すことを検討。

## 加速化を実現するための前提

### 【目標時期の特例】

- 標準化の対象事務や自治体ごとに情報システムの実情が多様であるため、自治体の意見を丁寧に聴くことが重要であり、真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要。

### 【国による財政支援】

- システム更新時期の前倒し等に対する契約変更や事業者への業務集中により、自治体において移行のための経費が増嵩していくことが見込まれることによる追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。